【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年６月27日
【会社名】	インフォテリア株式会社
【英訳名】	Infoteria Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　平野 洋一郎
【本店の所在の場所】	東京都品川区大井一丁目47番１号
【電話番号】	03－5718－1250
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長　齊藤 裕久
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大井一丁目47番１号
【電話番号】	03－5718－1650
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長　齊藤 裕久
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

平成24年６月23日開催の当社第14回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年６月23日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案 定款一部変更の件

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容に類するあらゆる需要に対し柔軟に対応出来るよう、現行定款第２条につきまして事業目的を追加するものであります。
また、単元株制度の採用に伴い、単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するため、所要の規定を第８条として新設し、現行定款第８条以下を各１条ずつ繰り下げるものであります。

第２号議案 取締役６名選任の件

取締役として、平野洋一郎、北原淑行、齊藤裕久、樋口理、宋文洲及び磯崎哲也の６名を選任するものであります。

第３号議案 会計監査人の選任の件

当社の会計監査人でありました「創研合同監査法人」は、平成23年12月15日をもって法人を解散いたしました。これにより同監査法人は、同日をもって当社の会計監査人を辞任いたしました。
これに伴い、当社の会計監査人が不在となることを回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、平成23年12月16日開催の監査役会において「清明監査法人」を仮会計監査人に選任し、同日付で就任しております。
つきましては、仮会計監査人であります「清明監査法人」を、改めて会計監査人に選任をお願いするものであります。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

第４号議案 ストック・オプションによる取締役報酬新設の件

会社法（平成17年法律第86号）第361条の定めに従い、各事業年度において、当社取締役に対して、ストック・オプションのための報酬等として新株予約権を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から年額20百万円（うち社外取締役分は４百万円）の範囲で付与することにつきご承認をお願いするものであります。
現在の取締役は５名（うち社外取締役１名）でありますが、第２号議案「取締役６名選任の件」が原案どおり承認可決されますと６名（うち社外取締役２名）となります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第１号議案 定款一部変更の件	74,212	771	0	（注）２	可決（98.97%）
第２号議案 取締役６名選任の件				（注）３	
平野 洋一郎	74,303	680	0		可決（99.09%）
北原 淑行	74,303	680	0		可決（99.09%）
齊藤 裕久	74,302	681	0		可決（99.09%）
樋口 理	74,300	683	0		可決（99.09%）
宋 文洲	74,298	685	0		可決（99.09%）
磯崎 哲也	74,294	689	0		可決（99.08%）
第３号議案 会計監査人選任の件	74,232	751	0	（注）１	可決（99.00%）
第４号議案 ストック・オプションによる取締役報酬新設の件	67,844	7,139	0	（注）１	可決（90.48%）

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成であります。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。